

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年3月27日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

〇〇警察署に本児を引き取りに行ったが、引き取りを拒否され、その後児童相談所に一時保護をされたのは、本児の身体に生まれた時からアトピーがあることを警察官が本児が虐待されているのではないかと勘違いしたためであり、本件処分は取り消されるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月30日	諮問
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定している。
- (2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保

し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

なお、東京都知事は、法27条1項及び法33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

この「必要がある」場合については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第5章・第1節・1では、「(1)緊急保護 ア 棄子、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合 イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」としている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁がその判断をするに当たって、前提とした事実として、平成24年3月6日、職員が請求人宅を調査のため訪問した際、大伯母は、請求人も祖母も精神疾患であり本児を育てられないと話したこと、平成24年3月21日、処分庁は、請求人の本児への養育能力について精神的に不安定なため困難であると判断し、請求人の同意を得て乳児院への入所措置（その後児童養護施設へ措置変更）を決定したこと、にもかかわらず、平成30

年2月10日、請求人は本児と面会中、本児を無断で連れ去ったこと、その後同年3月24日、本児を連れた請求人は店内で意識を失い救急搬送され、救急搬送された病院から110番通報があったこと、同日、処分庁は、警視庁〇〇警察署長から、本児について保護者不在の要保護児童と認めたこと及び髪と眉を金髪にブリーチされており身体的虐待とも受け取れる不自然な行為があるなどとする法25条1項の規定に基づく身柄通告を受けたこと、また、同月26日、職員が本児と面会し、本児の様子を確認すると、髪の毛は金髪に染められており、肌の露出している部分を目視すると、手の指の間、手首、目の周りが荒れており、手に関してはたびたび掻いており、本児へ聞き取りを行ったところ、請求人のことは好きだが家には帰りたくないと言ったことがそれぞれ認められる。

これらの事実からするならば、処分庁が、本件は「棄子、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合」、「虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」(運営指針第5章・第1節・1(1)緊急保護・ア及びイ)に該当すると判断して、法33条の規定に基づく本件処分を行ったことには合理性があり、したがって、本件処分は、上記1に掲げる法令等に則って適正になされたものと認められることから、これを違法又は不当と評価することはできない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、本児の身体には生まれた時からアトピーがあり、そのことが本児が虐待されていると勘違いされたなどと主張する。

しかし、処分庁は、本児にアトピー性皮膚炎があり、通院治療を継続していたことは把握しており、上記2のとおり本児が請求人に連れ去られた後、本件処分までの間に、髪や眉毛が金髪に染められ、

本児のアトピー性皮膚炎に対する皮膚科通院や塗り薬の塗布が適切に行われていない状態や症状の悪化があったことを確認しており、本児の生まれた時からのアトピーを虐待と勘違いして本件処分を行ったものではないことは明らかである。したがって、請求人の主張は理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成